

資料 3

パブリックコメントの意見内容と市の考え方（一般）

1 意見募集期間 令和6年12月27日（金）～令和7年1月20日（月）

2 結果 意見提出5人（28件）

通番	項目番号	該当箇所		意見内容	市の考え方
		頁	全般		
1	一般-001	10		<p>第2章 こども・若者、子育てを取り巻く環境 1 前計画の進捗と評価 基本目標2 すべての子ども・若者が健やかに育ち、自立できる環境づくり 基本施策5 青少年の健全育成の推進</p> <p>こども家庭庁の創設に伴い、青少年の健全育成の柱として、市民部から子ども未来局に移管され、各学区で青少年育成区民会議の活動が展開されています。移管されてから、学区によっては活動費補助金が減額となっています。総額を変えずに、均等割額の変更や均等割額で算定され、若干の児童数減等で減額となつたため事業を縮小しました。こどもまんなか社会の実現に向けて、全学区の均等割額を若干増額されることで、豊かな心を育み、青少年の健全育成活動がより一層充実するのではないかでしょうか。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の施策等の参考とさせていただきます。</p>
2	一般-001	50		<p>第4章 施策の展開 基本方針2 健やかに育つ環境と質の高い幼児教育・保育環境の充実 (7) 犯罪、事故、災害からこども・若者を守る環境整備</p> <p>各学区での不審者情報については、各小中学校からテルによる配信や市役所市民センターの掲示板によるお知らせがありますが、現状では十分に関係者に共有されているとは思えません。地域の防犯意識が高め、地域ぐるみで子どもを見守るまちづくりを進めることができ大切だと思います。各学区の補導委員、子ども安全リーダー、青少年育成区民会議幹事等への緊急時の連絡態勢を整備していくことが犯罪事案の抑止に繋がると思います。単なるお知らせに終わることなく、子どもたちが安心安全に過ごせるための見守り態勢について関係課、校園へのご指導をお願いします。</p>	<p>登下校時の不審者対策につきましては、見守り活動をしていただく地域の方々の力が必要不可欠であり、現在も、子ども安全リーダーや地域のボランティアの方など、多くの方々にスクールガードとしてご協力をいただいております。今後も、ご支援くださる方に必要な情報が行き届くよう取り組むとともに、より多くの方にご参加いただけるよう働きかけて、学校・家庭・地域が連携した見守り活動を推進してまいります。</p> <p>不審者情報につきましては、警察等から提供のあった情報を、メール配信や本市ホームページへの掲載等を実施し、市民の皆様へ周知を図っているところです。また、滋賀県警察においても、スマートフォン用防犯アプリ「まけっとボリス」により、不審者等の事案について広く情報発信がなされています。</p> <p>関係団体等においてこれらのツールを適時ご活用いただくことで、緊急時の連絡以上に迅速かつ幅広く情報共有を行うことが可能となるため、引き続き市民の皆様や関係団体に対し周知・啓発を行ってまいります。</p>
3	一般-001	55		<p>第4章 施策の展開 基本方針3 多様な機関がつながりこども・若者や家庭の状況に応じて寄り添う支援の推進 (2) 児童虐待の未然防止及び早期発見・早期対応の推進</p> <p>【取組】に各小中学校に「気になる子・配慮をする子」の情報交換会（ケース会議）の設置の充実をお願いします。 主任児童委員を中心に民生委員児童委員（守秘義務がある）等と学校の教員が子どもの貧困等により家庭環境に課題がある子どもの対応に、各小中学校に「気になる子・配慮をする子」の情報交換会（ケース会議）の設置を充実していただきたい。定期的に情報交換会を実施されている学校がある反面、多忙等を理由に情報交換の場を持とうといしない学校があります。必要な支援がいる子どもの把握が一番できる学校現場の先生と地域関係者の連携により、虐待や不登校の子どもの早期対応や課題解決に向け、子どもや家庭をサポートしていくことが大事ではないでしょうか。</p>	<p>いじめや不登校のほか、虐待や貧困、ヤングケラーなど、「気になる子・配慮をする子」に関する課題を解決するためには、子どもやその家庭を支援することが非常に重要です。そのため、地域関係者や各関係機関・専門家等との連携も欠かせないものであると認識しております。各小中学校においては、課題を抱える子どもたちが適切な支援を受けられるよう、必要に応じてケース会議を開催しております。今後も、それぞれの事案に対応する地域関係者や各関係機関・専門家等と連携・情報共有を図ることで、子どもや家庭に対する必要な支援につなげていきたいと考えております。</p>
4	一般-001	58		<p>第4章 施策の展開 基本方針3 多様な機関がつながりこども・若者や家庭の状況に応じて寄り添う支援の推進 (3) 不登校、いじめ、ひきこもり、非行、ヤングケラーのこども・若者との家庭への支援の充実</p> <p>【取組】に不登校支援の専任教員の小中学校に配置…施設をお願いします。 困難を抱えているこども・若者について、子どもの貧困、児童虐待、いじめ、不登校の問題は相互に影響し合い、複合性・複雑性を有していることが顕在化しています。＜子供・若者育成支援推進大綱（概要）より＞集団生活に不慣れなこども、対人関係に不安を抱えるこども等には、早めのアプローチやきめ細やかな対応が必要です。専任教員と教育相談担当教員の連携で不登校の予防になります。不登校支援の専任教員の全小中学校に配置をお願いします。なお、草津市では、全市立小中の「校内教育支援センター」の全てに専任教員を配置し23年度不登校率が中学校で初めて減少したことです。（2024年1月21日付京都新聞）</p>	<p>不登校の問題は、子どもの貧困、児童虐待、いじめなど多岐にわたる問題と深く認識しており、これら複合的な問題に対する支援が必要であると考えております。そのため本市においては、いじめや不登校、児童虐待、ヤングケラーなど、子どもたちが抱える課題に組織的に対応できるよう、全小中学校に子ども支援コーディネーターを配置し、子ども一人ひとりに寄り添ったきめ細かい支援を行っております。今後も、子ども支援コーディネーターを中心に関係機関や専門家等と連携した上で、不登校対策に取り組めるよう、支援体制の強化を進めてまいりたいと考えております。</p>

5	一般-001	62	<p>第4章 施策の展開 基本方針3 多様な機関がつながりこども・若者や家庭の状況に応じて寄り添う支援の推進 (5)ひとり親家庭、こども・若者の貧困の解消に向けた支援の充実</p>	<p>【取組】に、小、中学校で放課後学習の実施…施策をお願いします。 学習面での課題が深刻に認識されるのは高校受験がある3年生になってからで、本市では生活福祉課により中3学習会が実施されています。小学生段階から学習支援がされることが望ましいと思います。 全国学力学習調査小6算数では、小2配当問題の文章の意味が正確に理解できない子が4割近くいます。京都府教育委員会では就学援助を受けている小中学生の割合が全国平均より高く、適切な支援が必要な状況で、2009年度より放課後学習がスタート。22年度では小学校は8割に当たる162校、中学校では93校が参加。公立小中学校で学習にまぎわる児童生徒を対象に、放課後学習が実施されています。学習環境の形成や自尊感情の回復につながり着実に成果を挙げています。全国学力テスト結果も下位層縮小の傾向で、学力の底上げや学ぶ意欲の向上に効果が現れているとのことです。 なお、落ち着いた学習環境のもとで学校全体に支持的風土が高まるこことにより、問題行動やいじめの減少にもつながります。貧困な状況にある子ども等の学習支援の一般施策として、大津市の中学校においても、放課後学習が実施されますようお願いします。</p>	<p>児童生徒の基礎的・基本的な学力を身につけていくことは大切であると考えており、学習の振り返りや補充学習の機会の設定等により基礎・基本の定着に努めています。放課後学習も学習支援の一つの手立てではありますが、特に、小学校においては、下校時の安全確保等の課題もあり、長期休業中の子どもの学習支援、居場所づくり等も含めて、保護者や地域とともに検討していくことが大切であると考えています。いただいたご意見を参考に、学習に関する施策等の充実を図ってまいります。</p>
6	一般-001	62	<p>第4章 施策の展開 基本方針3 多様な機関がつながりこども・若者や家庭の状況に応じて寄り添う支援の推進 (5)ひとり親家庭、こども・若者の貧困の解消に向けた支援の充実</p>	<p>【取組】に、地域未来塾（地域の力による放課後等学習教室）<文部科学省委託>…施策をお願いします。 経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身についていない中学生等への地域と学校の連携・協働による学習支援事業として地域未来塾（地域の力による放課後等学習教室…国3分の1補助）があります。地域学校協働活動推進事業<文部科学省委託…県下16市町163本部（令和6年度）>の一環で、彦根市等7市町36教室（令和6年度）で実施されていますが、残念ながら本市では文部科学省へ補助金申請がされていません。学習支援が必要な中学生に対して学習習慣の確立と基礎学力の定着を図ることで、貧困の負の連鎖を断ち切ることに繋がります。地域住民（大学生、教員OB）の協力やICTの活用等で、教員の働き方改革の一助にもなる地域未来塾（地域の力による放課後等学習教室）が本市においても実施されるようお願いします。</p>	<p>地域未来塾（地域の力による放課後等学習教室）の実施には、地域住民等の協力が不可欠であると考えています。現在本市では、この事業のような学習支援のほか、学校を核として地域の特色を生かした事業を開拓していただける地域組織（地域学校協働本部）の設置に向けた取組みを行っています。地域と学校だけではなく、教育委員会、福祉部局などの関係機関が連携して子どもたちの成長を支える体制の構築を目指します。</p>
7	一般-002	28	<p>第3章 基本理念とめざすこども・若者の姿 1 基本理念</p>	<p>「こども・若者の幸せな未来を築くまち おおつ」を基本理念に掲げることに違和感があります。 今、苦しんでいるこどもがいます。「幸せな未来のために我慢しない」と言われて悩んでいるこどもがいます。 以下は、子どもの権利条約の父といわれるヤヌシ・コレチャク先生の言葉です。 「子どもは未来の人間にすぎないなどと / いつか存在に値しようなどと / いま、現在まるで存在しないのかのような / これは何を意味するのか / こどもたちは生きていないのか / 子どもたちは何も感じていないのか」</p>	<p>基本理念は、市が将来に向けてどのようなまちの姿を目指して取組を推進していくのかということを示すものとして、本計画では、ひとりひとりを大切にし、子どもの権利を保障することで、すべてのこども・若者が幸せな未来を築けるまちの姿を基本理念として定めています。 本計画は、今後、こどもや若者にも手にとって見ていただけるよう計画のやさしい版を作成し広く周知する予定をしております。その中で基本理念に掲げた本市の考えがこどもや若者に伝わるよう取り組んでまいります。</p>
8	一般-002	-	新規	<p><子どもコミッショナーについて> 大津市には、子どもをいじめから守る委員会がありますが、いじめ防止対策推進法のいじめ定義は極めて広く、いじめだけを対象とするかのような組織を教育委員会外に置くのは中途半端なように思います。いじめ以外の事案も含めた個別救済に加え、大津市の子ども施策を外部からチェックする機関として、子どもコミッショナーを立ち上げるべき時期に来ていると思います。</p>	<p>「子どもコミッショナー」は、こどものための独立した権利擁護機関として、こどもの対話やこどもからの意見を通して一人一人の権利が守られているかを監視し個別救済を行ったり、市のこども施策が、こどもの権利を最優先にして進められているかどうか外部からチェックする機関として設置されるものと考えております。 本計画でも、子どもの権利を保障することが最も重要であるという認識のもと、こどもや若者の権利が守られている状態をめざす姿とし、そのため市が取組むことを走めています。また、これらの取組は、子どもの視点にたって、子どもの意見を聴きながら進めるものと考えており、様々な立場にあるこどもや若者が意見を伝えやすい環境整備を進めていく必要があると考えております。 「子どものコミッショナー」の設置について現時点では検討をしておりませんが、まずは子どもの権利を保障すること、子どもの意見を聴き、その意見を反映していくことの重要性を認識し各施策に取り組んでまいります。</p>
9	一般-002	37	<p>第4章 施策の展開 基本方針1 こども・若者が自由に意見を表明する場と意見を反映させる仕組みづくり (1) こどもの権利をこどもとおとなが学ぶ機会の確保</p>	<p><こどもの権利を学ぶ機会について> こどもや大人がこどもの権利を学ぶ機会を作ることは非常に大切です。子どもに対しては、そろそろ、いじめ予防授業を、子どもの権利を学ぶ授業に変えていくべきだと思います。自分に権利があることを知らないこどもに、他者の権利を守りなさいと伝えても、理解できるとは思えません。ひとりひとりに権利があることをしっかりと知ることが、いじめの予防にもつながると考えます。</p>	<p>ご意見にありますとおり、ひとりひとりに権利があることを知ることはとても大切であると認識しており、基本方針1-(1)こどもの権利をこどもとおとなが学ぶ機会の確保を定めています。こどもや大人が権利を学ぶ機会をどれだけ確保していくかについて、他部局とも連携し、機会の拡充を図ってまいります。</p>

10	一般-003	4 33 ほか	第1章 計画の策定に当たって 5 計画の策定体制 (3) パブリックコメント 第3章 基本理念とめざすこども・若者の姿 3 成果指標と目標 ほか	4頁に「『こどもパブリックコメント』を実施しました」とある。大津市のパブリックコメントとして先進的でこどもの意見を知り施策に反映することは素晴らしい。一方 実施方法と反映のしかたについては課題がある。大津市の大津市パブリックコメント制度実施要綱の第10条「この要綱の施行に際し必要な事項は、市長が別に定める。」の内容を確認したが「こどもパブリックコメントの詳細規定がない。(開示請求後 市政情報課で確認 2025年1月8日)」 今回の実施について適切な対応が難しいのではないか。 1.意見提出者が無記名で氏名、連絡先などが不明であること。 2.本パブロと同時に結果集計して計画への大人版パブロと同時の反映が困難であること。 3.「こどもパブリックコメントの周知手法・資料配布方法が開示されていない事 危惧すること： 大人の誇導などで意図的な結果が出る可能性を排除することは難しい場合があるのではないか。 例えば 33頁の「あなたにとって、めざすこども・若者の姿は実現できていますか」に肯定的な回答) 実現できている」及び「大体実現できている」をした児童生徒の割合の設定へ 不可抗力での集約の可能性である。本来であれば 意見提出者の学校(学区) 学年程度等に配慮して集約すべきではないか。大人と同様に 意見の内容で個人情報が保護されるように厳正に対応することで問題は発生しないはずである。逆に 学区毎 保健福祉ブロック毎の意見の特性なども重要ではないか。	「こどもパブリックコメント」につきましては、こども・若者の意見を聞く取組の一つとして実施したものであり、こども達に本計画を理解してもらいたいやすい版素案を作成するとともに、小学校5・6年生、中学校1・2年生には学校を通じて広く配布し周知をいたしました。 一般的パブリックコメントと同様に、こどもパブリックコメントについても本計画第1章の5「計画の策定体制」において実施概要を掲載するとともに、意見に対する市の考え方をホームページにて公表いたします。 ご意見としていただきました、周知方法や、意見提出者の学校(学区)、学年の把握、意見の反映等につきましては、今後のこども・若者の意見を聞く取組において参考とさせていただきます。
11	一般-003	1 ほか	第1章 計画の策定に当たって 1 計画策定の背景と趣旨 ほか	国連のアジェンダで宣言「誰一人取り残さない」(no one will be left behind) は、2015年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中の宣言から本計画の重要性と緊急性がある。誰一人取り残さないために、SDGs (Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標) についての記載と2030年のゴールに向けた計画であることを追記してはどうか。 なお 大津市総合計画第3期実行計画を筆頭に 各計画でSDGsについての記載があり 計画によってはSDGsの目標数値と名称を付記しているものもある。	本計画におきましても、SDGsの視点を持って施策を推進していくことから、本計画第1章3(1) 計画策定の法的根拠と関連計画に掲載いたします。
12	一般-003	2 3 4	第1章 計画の策定に当たって 3 計画の位置づけ (1) 計画策定の法的根拠と関連計画 第1章 計画の策定に当たって 4 計画の期間	意見の内容 下記の関連計画群と共に3頁で図示される各計画群の実行期間を明解に図示してはどうか。期間が長いので和暦以外に西暦も併記することを提案する。 最近の事例としては 第4期大津市保健医療基本計画(案)の4頁の【図1-3-1】計画期間 のような形態がよい。(2025年1月20日現在の表記から) 理由： 「[大津市地域福祉計画]「おおむね障害者プラン(大津市障害者計画・大津市障害福祉計画・大津市障害児福祉計画)」「[大津市男女共同参画推進計画]「健康おおむね21・大津市食育推進計画」「[大津市教育振興基本計画・大津市教育大綱]等の市関連計画及び「淡海子ども・若者プラン」「滋賀児童虐待防止計画」等の滋賀県の関連計画との調和を図るものとします。」とある。 関連計画が多く人口動態や大津市総合計画の改定や社会的な環境の大きな変化も予想する。市民が本計画を参照する場合や本計画の改定時に便利である。	本計画第1章3(1) 計画策定の法的根拠と関連計画に示している図の中に掲載いたします。
13	一般-003	28 33 37 68 105 ほか	第6章 施策の推進 2 計画の進捗管理・評価	進捗管理について本計画中に具体的な手順・会議体等について明記してはどうか。 事業が多岐であり 担当課毎の分担を明確にして 真にこどものために確実な実施のためである、 理由： 年度ごとに教育厚生常任委員会には報告されると理解する。進捗管理の評価・承認などはすべて社会福祉審議会の専門部会で実施するなど具体的に示して 翌年度の予算を適切に執行されるよう希望する。とくに 教育委員会と市長部局など各担当課の予算申請や決算での評価を適切・明確にしてほしい。近年 こども関連の事業については 中核市として国への予算申請や担当課毎の分担が重要である。 第3章に本計画の進捗管理のための指標がある。第4章に事業名とその内容などが列挙され、第5章に事業内容や実施期間等が詳細に記載されている。丁寧である。第4章には事業毎に担当課が記載され責任分担が明確で第5章には前計画から引き続き「保健福祉ブロッキー」に大津市の提供体制・量の見込みなどがR11年度(2029年度)までが丁寧に記載されている。ただ 33～36頁に記載されている指標(R11年度目標)にどのように関連しているのか すなわち本計画の進捗管理をどうするのかがあいまいである。	本計画では計画の進捗を図る指標として、第3章において「基本方針を達成するための活動指標(市の取組)」と「めざす姿の達成状況を把握するための指標(市が取り組んだ結果)」を基本方針毎に定めています。活動指標は、各基本方針における市の取組のうち主なものを指標として設定し、その進捗を点検、評価するとともに、大津市社会福祉審議会児童福祉専門分科会、大津市青少年問題協議会にて調査・審議していただき、計画の進捗を管理していくこととしていることから、本計画第6章2「計画の進捗管理・評価」に掲載いたします。 ご意見にありますとおり、本計画に定めるこども・若者、子育て世帯等への支援施策は非常に多岐にわたることから、こども施策に関連する国の予算申請等においても、教育委員会をはじめ関係部局等と連携し情報共有を図りながら適正に実施してまいります。

14	一般-003	49	第4章 施策の展開 基本方針2 健やかに育つ環境と質の高い幼児教育・保育環境の充実 (6) 多様な遊び、体験、学び、活躍できる機会づくり	環境・科学体験に環境と科学の学習と楽しみの事業が掲載されている。 大津の子どもがこれからも楽しむ施設とその運用に期待したい。プラネタリウムが更新の時期に来ていると昨年の科学館運営協議会の議事録から拝察した。教育委員会だけではなく国や県などとも連携し 全国的にも稀有で実績のあるプラネタリウムを継続して欲しい。 インパウンドでもモーテリゼーションでもないが 子どもが膳所公園・なぎさ公園で楽しむ賑わいが統いて欲しい。大津市立科学館は現在の地で自治体設置の科学館として大きな役割を果たしてきた。昭和の時代 田上地区に山本天文台(山本一清博士)があつたことを知る市民は少ないのでこの科学館から育った子どもたちが現在活躍している話は嬉しい。	開設以来、大津市の子ども・若者に科学に楽しく興味をもってもらうために努力と工夫を重ね続けて参りました。その積み重ねの結果が、プラネタリウムの観覧者数が同規模館比較で全国有数となる結果に繋がったものと考えております。プラネタリウムも引き続き投影できるよう適切な維持管理に努めます。老朽化による不具合も生じていますが、機器の更新には多額の経費が必要となることから計画的に進めて参ります。 膳所公園・なぎさ公園と科学館と地域一帯で子ども・若者が幅広い実体験ができることは、地域の賑わい創出にもつながりますし、リモートやVRでは味わえない感動や体験となるでしょう。 天文に関する事業は地元ボランティアの協力を得て開催しており、天文教室で学んだ子どもが成長し、講師として活躍もしています。今後も大津市の子ども・若者たちに科学の種をまき続けられるよう事業を実施します。
15	一般-003	16 62 65	第2章 こども・若者、子育てを取り巻く環境 1 前計画の進捗と評価 基本目標5 貧困の状況にある子ども・若者たちへの支援の充実 第4章 施策の展開 基本方針3 多様な機関がつながりこども・若者や家庭の状況に応じて寄り添う支援の推進 (5) ひとり親家庭、こども・若者の貧困の解消に向けた支援の充実 第4章 施策の展開 基本方針4 こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりの推進 (1) 既存の地域資源を活用した居場所の展開及び情報発信	寺子屋プロジェクトは子どもの貧困対策としても 居場所づくりとしても大事な取組である。 大津市総合計画第3期実行計画では 指標から消去されたが困難な環境にある子どもの為には重要な取組である。担当課が福祉政策課であり本計画の中で確実に推進されるよう希望する。	寺子屋プロジェクトは地域のこどもを対象に長期休暇期間の学習支援を行うとともに、体験学習などをとおし、こどもが安心して通える居場所の一つとして提供していることから、本計画に位置づけているところであります。 いただいたご意見は、今後の施策等の参考とさせていただきます。
16	一般-003	53	第4章 施策の展開 基本方針3 多様な機関がつながりこども・若者や家庭の状況に応じて寄り添う支援の推進 (1) 障害、発達の支援が必要な子ども・若者とその家庭への支援の充実	児童発達支援・放課後等デイサービスについては 障害福祉課が担当課であるが 教育委員会・学校としての地域で連携できるようより一層の配慮を希望する。 近況として この取組の事業者は日常的に大津市の支援を望む声が大きく 本計画でも進捗管理の復活として注力して欲しい。	大津市では、從来から家庭教育、福祉の連携の重要性に着目し、「トライアングルプロジェクト会議」の取組を大津市障害者自立支援協議会の場で行っています。今後とも、この取組を通じて地域における障害児者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携を図って参ります。
17	一般-003	49	第4章 施策の展開 基本方針2 健やかに育つ環境と質の高い幼児教育・保育環境の充実 (6) 多様な遊び、体験、学び、活躍できる機会づくり 事業名：文化芸術体験	文化芸術体験の中に「大津市伝統芸能会館」での芸能体験や学習を付加して欲しい。以前は大津市の全小学校の児童が開館での学習をしていたと聞いている。R7年度からは大津市民会館を担当する指定管理業者が運営すると理解しているが 本計画で子どもの楽しみ・学習として取組を復活してはどうか。	平成28年度まで伝統文化ふれあい体験事業として市立小学校6年生を対象に狂言の鑑賞を行っていましたが、現在は、こどもたちにとって、より身近な自分たちの住む地域の伝統や文化、歴史に触れる機会を大切に教育活動を行っているところです。いただいたご意見は今後の教育施策の参考とさせていただきます。
18	一般-003	-	新規	意見の内容 市民や教育関係者に現状と本市施策の方向性を明確にするために「本バフコメとバコメの結果」を本計画の資料編として巻末に掲載してはどうか。市民の多様な意見から 本計画の推進方向が明確になる。 ご参考： 東京都では「東京都教育施策大綱」において 下記のように掲載している。多様な意見の中から東京都のすすむ方向が明示されている。特に項目・章等別に集計や提出者の属性(e.g. 児童・生徒 学生 保護者 学校関係者 その他 (個人・団体) 等)も掲載している。 これは 大津市のすべての計画群についても参考にすべきことである。 出典：東京都教育委員会H P 東京都教育施策大綱 https://www.kyōiku.metro.tokyo.lg.jp/administration/action_and_budget/action/action.htm	パブリックコメントにつきましては本計画第1章5（4）パブリックコメント及び巻末資料において事業概要を掲載いたします。パブリックコメントでいただいたご意見に対する市の考え方はホームページにて公表いたします。

19	一般-003	-	新規	<p>意見の内容 「令和5年度に実施した大津市内在住の未就学児童の保護者、小学生の保護者、15～39歳の若者を対象とした次期大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査、また、大津市立小学校5年生、大津市立中学校2年生の児童生徒及びその保護者を対象とした子どもの生活実態調査、ひとり親家庭の保護者を対象としたひとり親家庭生活実態調査」とある。 巻末・資料などに「子ども意見交流会及びアンケート」の実施概要を添付してはどうか。 例えば実施期間 対象者の絞り込み 回答用紙 依頼類と回答数 属性別の集計結果等。 理由： 本計画策定に際して意欲的な取組をされ どのようにこどもの声を反映したかは 今後の進捗管理の為に有効である。</p>	<p>令和5年度に実施しました「次期大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査」、「子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査」、こども・若者の意見を聴く取組につきましては、本計画第1章5（1）計画策定のための市民ニーズの把握において実施概要を掲載いたします。</p> <p>アンケート調査につきましては、結果報告書を市のホームページで公表しておりますが、一部抜粋して巻末資料にも掲載いたします。</p> <p>また、こども・若者の意見を聴く取組の詳細につきましても本計画第1章5（2）こども・若者の意見を聴く取組及び巻末資料に掲載いたします。</p>
20	一般-004		子どもの権利について（全般）	<p>子どもの権利というのは、人権のことだと思います。子どもの権利において、差別されないこと、が最も重要です。 こどもが通う学校では、男女差別はないでしょうか。この計画において、こどもがどのような権利が奪われているのか、いじめ、虐待、ヤングケアラーのほかに、記載がないのがとても残念です。学校において、こどもの差別をなくすこと、こどもが差別されないことをについて、推進すべきだと思います。具体的には、学校において、男女差をなくす、性の多様性について配慮する、LGBTQまたは、生物的な性に違和感のある子どもを排除してしまう生きづらさを生んでいないか検討するなど、どうか、子どもの性の多様性について配慮した計画にしてください。</p>	<p>学校においては、道徳や人権学習を中心として、こどもたちがいじめ等の問題だけではなく、性の多様性やジェンダー平等など、様々な人権課題について、学び考える学習を進めています。また、教職員も講師を招きながら、性の多様性を含め、様々な人権課題についての研修を実施しています。追記は致しませんが、今後も学校においては現代的な人権課題も含め、あらゆる差別や偏見をなくすとともに、生命を尊重し互いを認め合う人権教育等を進め、こどもの人権を大切にした教育に努めてまいります。いただいたご意見は、学校での取組の参考とさせていただきます。</p>
21	一般-004		子どもの声を聴くについて	<p>「子ども若者の意見を施策に反映させる取組として、子どもの意見やニーズを把握するように努め、子どもの意見を尊重しながら取組みを進めていく」と記載されています。 どのように、子どもの意見を尊重しながら施策を進めるのでしょうか。こどもの意見が表明された際には、これに、誠実に応答することが必要だと思いますが、どのようなこどもの意見が表明され、それがどのように施策に反映され、または反映されなかつたかについては、意見を集約し、その概要を公表すべきだと思います（計画では、事業毎に、限定した方法で、大津市が聴きたいときに聴くようになっていますし、ファイドバックは個別に行う場合はあるようですが、公表について明示がありません）。</p> <p>学校では、子ども（生徒）の意見を聴く仕組みについて計画に盛り込んでください。子どもが、校則や教師の指導について意見をいう場合、どうすればいいのか、計画にはないようです。 子どもの意見表明を行うことはとても難しいことです。なぜなら、子どもは、自分から声を出すことに慣れていないし、意見を上手く伝える能力も大人に比べれば低いからです。しかし、全ての子どもが、意見を持っています。このため、国は、子どもの意見表明を支援するアドボケイトの重要性を位置づけています。子どもの意見表明を支援することは、子どもの周りにいる人誰にでもできることであると共に、行政や学校に意見を伝えるためには、養成された子どもの意見表明支援者（アドボケイト）が必要です。 そこで、アドボケイトを計画的に養成していくこと、子どもが望めば、意見表明支援を受けられるようにすることを計画に盛り込むべきです。 また、子どものニーズや苦しさは、子どもの近くにいる学校の先生や、子どもを支援しているNPOの方が把握しています。子どもの意見を直接聴くことは難しいことなので、子どもの意見を代弁することができる学校の先生や、NPOの方の意見を施策に取り入れるように取り組んでください（なお、以下に述べるように、どの団体から意見を聴かず行政側がしているのはおかしいと思う）。</p> <p>大津市は、今後、こども、若者の声を聴くと言っています。これは、反対に捉えれば、子どもや若者が、大津市が指定する方法で、意見を言ってこなければ、意見を聴かない、というという運営にならないでしょうか、それとも、そのようにするのでしょうか（計画でも、事業毎に意見の聞き方まで指定されているようです）。</p> <p>子どもや若者の意見を聴くということを目指すのであれば、子どもや若者が子どもアドボケイトや子どもや若者の支援者と共に意見を表明した場合には、いつでも、誠実に聴き、政策に反映してください。</p>	<p>本計画においては、「基本方針1 こども・若者が自由に意見を表明する場と意見を反映させる仕組みづくり」を掲げ、こどもや若者が自由に意見を表すことができるることを、めざすこども・若者の姿として、こどもの意見表明について取組を進めていくこととしております。</p> <p>ご意見にありますとおり、こどもに意見を表明してもらうことは大変難しいことと考えております。まずは、こどもや若者が自分たちの思いを表明していいんだということをこども自身が理解できるよう、また意見を聴く側のおとなも、こどもの権利を十分に理解したうえで意見を聞くことができるよう、権利について学ぶ機会の充実を図ります。意見を聴く方法については、こどもや若者が自分の思いを表現しやすい環境をつくることが大切だと考えており、施策に掲げる方法に限定することなく、こどもや若者、支援者の方のご意見を聴きながら多様な方法を検討していく必要があると考えております。いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p> <p>また、表明された意見は、市で受け止め、何がこども・若者にとって一番よいことを考え、施策への反映について検討します。検討した経過やその結果は子どもや若者に分かりやすい資料で説明するとともに市のホームページ等での公表を想定していることから、本計画第4章基本方針1（3）に追記します。</p>
22	一般-004		虐待支援などについて（計画に洩れています）	<p>こども家庭センターまたは家庭相談室において、「こども家庭センターガイドライン」を遵守した運営をしてください。こどもや妊産婦、ヤングケアラー、子どもの貧困等に取り組むためには、必要です。そのための人員の充実に努めてください。</p>	<p>児童虐待やヤングケアラー、子どもの貧困に関しては、「基本方針3-(2)児童虐待の未然防止及び早期発見・早期対応の推進」「基本方針3-(3)不登校、いじめ、ひきこもり、非行、ヤングケアラーのこども・若者とその家庭への支援の充実」「基本方針3-(5)ひとり親家庭、こども・若者の貧困の解消に向けた支援の充実」において取組んでまいります。また、こどもや妊産婦への支援に取り組んでいくにあたっては、基本方針3-(2)の取組事業にある「母子保健と児童福祉の一體的な支援の推進」を図ってまいります。</p> <p>これらの取組を進めるにあたっては、「こども家庭センターガイドライン」も踏まえて取り組むとともに、人員体制については、市役所全体の人員配置の中で状況に応じて検討してまいります。</p>

23	一般-004		いじめ、ひきこもり支援等について	<p>(計画に洩れていること)</p> <p>大津市では、不登校や学校の居場所のない子どもを学校に戻すことの支援は積極的で、それは原則として重要です。しかし、大津市の小中学校の現状、教育支援センターの物量や支援内容では、個別の子どもへの対応として十分だと思います。少なくとも、教育支援センター公的機関だけでは不十分だと思います（それは仕方がないことです）。また、文科省も学校以外の学びの単位化を認める姿勢です。すると、大津市では、フリースクールについて、どのように考えているのですか。調査もされたと思いますので、調査結果をこの計画に乗せ、その子どもや親にとって、それが必要なこと、その教育を受ける権利を擁護するために、他の市と同程度の助成を行ふことを検討してください。</p> <p>大津市では、学校復帰につながる支援だけが、正しいとされていて、フリースクールなどのオルタナティブな活動やそこに通っている子どもの意見や背景について配慮されていないようです。少なくとも、オルタナティブな学びについても容認するような計画にしてください。</p> <p>大津市では、こどものいじめ、ひきこもり、不登校対策等に積極的だと思います。各機関が連携するためには、ソーシャルワーカーの配置もしくは、どこがイニシアチブをとって連携していくかを決める必要があります。いずれも記載がありませんので、どのように支援を充実させるのか、計画する必要があると思います。</p>	<p>本市のフリースクール等民間施設の調査より、子どもの思いに沿った過ごし方で体験活動を中心とし支援するフリースクールが多く、中には個別の学習支援や在籍校との連携を重視する施設があるなど、利用する子どもにとってはフリースクールが安心して過ごせる居場所になっていると考えております。そういったことから、今年度中に、フリースクールを利用している子どもの状況を市と学校とフリースクールの三者で共有するために、スクラム会議（不登校児童生徒支援連絡協議会）を新たに立ち上げ、今後さらに効果的な支援につないでいく連携を図っていく予定です。また、フリースクール等民間施設利用者支援補助金の交付や公認心理師による面談の機会を提供することも検討しているところです。</p>
24	一般-004		こども・若者の貧困の解消に向けた支援の充実について	<p>子どもの貧困と社会的孤立は別の問題ではないでしょうか。</p> <p>子どもの貧困について、その家庭の支援を行うことは重要ですが、子ども自体が貧困を感じないように、過ごせることがより重要です。したがって、窓口を生活困窮者自立支援事業などの支援することは不十分と考えます。</p> <p>子どもの貧困について、経済的な相対的貧困のうえではなく、社会生活を営む上で困難な状況にあること、という剥奪概念（タウンゼント）として捉えることが必要なことだと思います。</p> <p>その場合、子どもが学校生活で相対的な剥奪な状態を是正する取組みが求められます。国（文科省）も、貧困問題に対して、学校が取り組むことを求めています。</p> <p>つまり、国の方針に沿って、学校が貧困問題の窓口であり、その支援を担うことを計画に記載すべきです。</p> <p>教育機会を家庭の貧困（のために損なわない取り組みとして、学校に、共用の備品や衛生用品を備える取り組みがあります。従来からある教材の無償化（低額支給）や給食や生理用品はその一つであるが、すべてではないです。小中学校においては忘れ物の要因として、家庭の貧困があると指摘されています。立命館大学の柏木智子教授が提唱しているように、学校に、共用の学用品や備品を備えることを推進すべきです。学校において、子どもの貧困を感じないような備品購入を推進すべきです。</p> <p>さらに、子どもの貧困について、学校で教えるべきです。</p> <p>子どもが子どもの権利を学ぶときに、自分や自分たちの周りの子どもの貧困の問題に直面することになります。学校は、子どもの権利を教えるときには、子どもの相対的剥奪の問題と、それをどうやって学校で、民主的に解決していくか（例えば、県に政策意見の表明することもあると思います）まで教えることで、子どもの自己肯定感が向上するという研究もあります。</p> <p>計画としては、ヤングケアラーだけではなく、子どもの貧困について、教職員、子どもの視察に関わる職員、支援者らが学ぶことを盛り込み、さらに、学校で、貧困問題に取り組むことを記載すべきです。</p>	<p>学校においては、学級・学年・学校単位で共用または備え付けとするものについては公費で備えるようにし、個人が使用する学用品についても保護者負担の増大とならないよう努めてまいります。また、就学援助制度を広く周知するなど、家庭の経済的事情により、子どもの学びが困難とならないよう引き続き支援に努めてまいります。</p> <p>子どもを取り巻く課題は、ヤングケアラーや貧困問題、いじめや不登校など、様々です。追記は致しませんが、学校においては、人権学習等を通して、発達段階に応じて正しく理解し行動できるよう学ぶとともに、社会全体の問題として考える機会を大切にしていくたいと考えています。いただいたご意見は学校での取組の参考とさせていただきます。</p>
25	一般-005	35	指標：アウトリーチ支援の訪問件数	<p>過去5年で急増している不登校数に対して、目標訪問件数が現状とほぼ横ばいの数値設定の根拠が不明であり、あまりに低すぎる数値目標。現在、大津市教育支援センターだけで数値目標の倍増が難しいのであれば、民間協働でアウトリーチに取り組む必要がある。また現状の大津市教育支援センターでは私学の不登校生や高校生世代の不登校生にはアウトリーチで対応出来ないので、どちらにせよ民間協働でアウトリーチに取り組む必要がある。</p> <p>R5、大津市内の小中学生の不登校数が574人で、訪問実績が201件。毎月1回の家庭訪問として訪問の実施数が約15名であると考えると、現在不登校数の約3%にアウトリーチ支援を行っていることになる。不登校支援におけるアウトリーチの比率を増やすなかったとしても、このまま不登校数が増えればおそらく5年後の不登校数は約1000人であることから、現状維持として3%の子どもにアウトリーチ支援を行えば約30人。月に1回の訪問としても360件の数値目標は最低必要と考える。</p>	<p>令和5年度より中学生へのアウトリーチ支援を始め、初年度の目標数値は4月・5月の実績を基に算出しております。令和6年度におきましては、初年度の実績だけによる目標数値変更は行わず、2年間の実績を見極めた上で新たな目標設置を令和7年度より実施する予定です。学校に行きにくかったり、家の外に足が向かない児童生徒全てがアウトリーチ支援を望む訳ではありませんので、市ウイングや今年度大津市内全ての中学校に設置した校内教育支援センター「校内ウイング」とも連携してまいります。</p>
26	一般-005	36	指標：子どもの居場所づくり事業利用者数	<p>本法人でも子どもの居場所づくり事業を実施しているが、すでに定員がいっぱい利用しても出来ない子どもが平常化している。また不登校数の増加で、不登校の子どもの受け入れ希望も多いが、事業対象にならない子どもいる。また18歳をすぎて本事業から外れるも増加する一方で大津市の事業としてカウント出来ず法人負担を受け入れをしていることを考えると、現状の約1535人の裏にはカウントされていない居場所を必要とする子どもや若者もいる。現在、本事業は大津市内三カ所で実施しているが、大津市北部や南部の子どもはどの居場所も距離的に受け入れが出来ていない。以上の点から、5年後に現状維持の数値目標はありえない。最低、5年後は空白地の北部と南部に居場所を増やすことを考えれば5カ所開催でのべ2500人の受け入れを目標にしないのはおかしい。</p>	<p>子どもの居場所づくり事業については、子どもが安心して過ごせる場所、自分の想いを出せる場所、また、様々な経験をすることで成長できる場所として等、大変重要な事業であると考えています。</p> <p>今回、いただいた意見及び課題については、本市としても認識をしているところです。</p> <p>そのため、当事業の実施箇所等について、今後異なる取組の検討が必要であると考えています。</p> <p>今回の計画案にある指標については、現在実施している3箇所を基本として目標値を設定していますが、今後、状況に応じた実施箇所数や事業内容の充実など、より良い事業の実施を検討し進めていく中で、指標の目標値についても状況に応じて見直していくと考えています。</p>

27	一般-005	59	多様な機関の参加による 研修及び周知啓発	<p>ヤングケアラー支援として、この研修と啓発のみが事業としてあげられているが、すでに本法人で滋賀県のヤングケアラー支援事業として「配食」「レスバイトケア（体験）」「キャリア相談（個別支援）」を実施していて、こちらも大きな成果とすでに一団体でのキバをオーバーしていることから、大津市としても研修や啓発だけでなく、この5年以内に大津市の「ヤングケアラー支援事業」として、ヤングケアラーへの直接支援事業を大津市内各地に支援を広げる必要がある。今の支援機関の研修と啓発だけでは、ヤングケアラーの発見や見守りが出来ても、直接支援がなければ結局は福祉や教育現場の負担が増えるだけである。</p>	<p>大津市の地形や人口を踏まえ、ヤングケアラー（18歳以上を含む）への直接支援事業については、関係所属で検討していく必要があると考えております。</p>
28	一般-005	65	子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくりの推進	<p>子ども【若者】支援計画でありながら、若者の居場所についての事業が全くないのは、ありえない。まずはこの5年間でモデルとなる若者の居場所づくりをすすめることをここで明文化しておかねば、今回も「子ども支援計画」になってしまう。場所についても新しい箱物をつらなくとも、商業施設の活用やテントなどを使った屋外型の居場所、学校を使った校内居場所カフェなどが考えられる。また本法人の若者支援のケースから「ユースショットスティ」と呼ばれる若者向けの緊急宿泊事業の必要性も強く感じている。行政が積極的に若者の緊急宿泊の場を作っていないければ、若者たちはネットの時代で簡単に闇バイトや性被害のリスクを抱えながら見知らぬ大人に住まいを提供してもらうこととなる現実が大津市内でも多々起こっている。今回の計画に残している「繁華街パトロールなど」でこのような被害をとめるのは令和の時代とそぐわない。</p>	<p>若者を対象とした居場所事業としては子ども・若者総合相談窓口事業の中で実施している居場所事業を掲載しておりますが、ご意見にあります通り、困難を有する若者の居場所について、行政が行うべき支援について、情報収集、検討の必要性を認識しております。一般施策に繋ぐ場合の円滑な連携の推進に加え、事業化が必要な支援についての検討を行ってまいります。P68に「子ども・若者の声を聴き、その視点に立ち、今ある地域資源を生かした居場所づくりに取り組み」の後に「必要な居場所づくりについて検討していきます。」という表記を加えます。</p>